

Title	〔最高裁判事例研究三二七〕－主たる債務者の破産手続の債権調査期日終了後に債権全額を弁済した保証人が債権の届出名義の変更の申出をした場合における右保証人の求償権の消滅時効の中断ニ主たる債務者の破産手続の債権調査期日において債権者の届出債権につき異議がなく保証人がその後に債権全額を弁済した場合における求償権の消滅時効期間 (最高裁平成七年三月二三日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.7 (1996. 7) ,p.116- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960728-0116">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960728-0116</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の場合の解除権行使について、商法二〇四条の四第六項を類推して、解除された場合の当初譲受人への譲渡承諾擬制はできるのかどうか、判旨は触れていないが、考慮する余地があるものと考えられる。さらに考えるべき問題は、代金債務の爾後の不履行を待たずして、供託の取戻し行為自体を債務不履行と解し、その時点で株主に解除権を認め、そして商法二〇四条の四第六項を類推適用することはできないかということである（肯定的見

解、東畑良雄・判例タイムズ七三五号二四二頁）。しかし、判旨のように、この供託を代金債務の担保と位置付けて解すると、否定的見解しか認めないことになる。

以上の検討のように、判旨一、二、三はともに正当である。よって判旨に賛成する。

黄 清溪

## 〔最高裁判事例研究 三二七〕

平七五（最高裁判集四九巻三号九八四頁）

一 主たる債務者の破産手続の債権調査期日終了後に債権全額を弁済した保証人が債権の届出名義の変更の申出をした場合における右保証人の求償権の消滅時効の中断

二 主たる債務者の破産手続の債権調査期日において債権者の届出債権につき異議がなく保証人がその後には債権全額を弁済した場合における求償権の消滅時効期間

求償金請求事件（平成七年三月三日第一小法廷判決）

本件事案の概要は、以下の通りである。

甲信用金庫は、昭和五三年二月六日、A株式会社に対して、一五

〇〇万円を利息年八・二パーセントの約定で貸し付けた。また甲は、B株式会社に対しても、昭和五四年三月二四日に六〇〇万円を、同年五月八日には一〇〇〇万円を利息年七・五パーセントの約定で貸し付けた（以下、これらを原債権とする）。

これらと時期を同じくして、X信用保証協会（原告、控訴人、被告）は、AおよびBの委託を受けて、甲との間でA B各社の各借入債務を保証する旨の契約を締結した。また、Y（被告、被控訴人、原告）は、A B各社がXに対して負う保証の委託にもとづく各求償債務について連帯保証する旨の契約をXと締結した。

昭和五四年一月三〇日になって、A B各社は右借入金返済前に破産宣告を受けた。そこで昭和五五年一月一六日に、甲はA B各社の破産手続きにおいて、それぞれ右各貸付金の未弁済額について債

権を届け出た。甲の届出債権は、各債権調査の期日において異議がなかったため、一月二四日に債権表に記載された。

これに対してXは、三月六日にA社の債務を、六月二六日にB社の債務を代位して弁済した。またXは、A社の破産手続きにおいて三月一二日に、B社の破産手続きにおいて七月八日に、破産裁判所に対し、債権届出をした者の地位を承継した旨の届出名義の変更の届出を行ない、その旨が債権表に記載された。

昭和五六年一〇月一五日に、A社の破産手続きが終結し、また、昭和五七年一〇月二二日に、B社の破産手続きが廃止された。

平成元年九月二二日になって、Xは連帯保証人であるYに対して、求償債権の残額およびその遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。

Xの請求に対してYは、連帯保証債務の履行を求めることができる日から五年以上が経過していることから、XのAおよびBに対する求償権は時効によって消滅しており、したがってYのXに対する連帯保証債務も消滅したと主張した。これに対してXは、破産手続きにおける原債権の届出によって、求償権もまた破産停止まで中断した(以下、これを中断効という)と解すべきこと、また、債権調査期日において原債権が異議なく確定し、それが債権表に記載されたことよって、破産禁止後に再度進行する求償権の消滅時効期間もまた一〇年に延長された(破産法二七四条一項、民法一七四条ノ二一項、以下これを延長効という)と解すべきことを理由として、求償権はまだ消滅時効にかかっていないと主張した。

第一審(一)は、中断効、延長効の双方を否定し、以下の理由でXの請求を棄却した。すなわち、甲のAおよびBに対する貸金債権とXのAおよびBに対する求償権とは全く別個のものであるから、

「そうすると、Xが法定代位により本件各貸金債権を取得し、したがって、破産手続において甲の地位を承継したものと扱われたとしても、これにより当然に本件各求償権の消滅時効は中断するものとは解しえない。XのAに対する求償権及びBに対する各求償権は、いずれもXと右各会社との間の各保証委託契約により発生したものであり、右各保証委託契約は右各会社の営業のためにするものと推定されるから、右各求償権はいわゆる商事債権として五年の短期消滅時効の適用を受けると解すべきである。そして、Yは、本件各求償債務につき連帯保証をしたものであるから、右各債務の消滅時効を援用することができる。Yが消滅時効を援用していることは本件記録上明らかである。」と。

Xはこれを不服として控訴した。控訴審(二)は、中断効および延長効を肯定して、求償権は時効によって消滅してはいないとし、以下の理由で第一審判決を取り消してXの請求を認容した。すなわち、「甲が破産裁判所に対して前記破産債権(原債権、筆者注)の届出をしたことにより、甲のA及びBに対する貸金債権の消滅時効が中断され、右債権の消滅時効の期間は、破産法二四二条、民法一七四条ノ二により、AまたはBに対する破産終結決定がなされた日の翌日からさらに一〇年に延長されたといわなければならない。そして、主たる債務者の債務の短期消滅時効期間が、民法一七四条ノ二により一〇年に延長されたときは、これに応じて連帯保証人の債務の消滅時効期間も、同様に一〇年に変更されると解すべきこと(最高裁判所昭和四三年(オ)第五一九号、同年一〇月一七日第一小法廷判決・裁判集民事九二号六〇一頁参照)、Xは、AまたはBの甲に対する本件貸金債務について、AまたはBとの間の信用保証委託契約の履行として、保証人になったのであるから、Xの甲に対する保

証債務の消滅時効期間は、右と同様の理由により、一〇年に変更されたものといふべきである。さらに、主たる債務者であるAまたはBに対するXの求償権が、右保証人としての立場において、Xによって代位弁済がなされた結果発生したことに鑑みれば、その消滅時効期間もまた、一〇年に変更されたといふべきであり、右求償金債務につき連帯保証をしたYの本件債務も、同様に一〇年の時効期間に服することになったといふべきである（最高裁判所昭和四五年（オ）第六三三号、同四六年七月三日第二小法廷判決・判例時報六四一号六二頁参照。）と。

これに対してYは、原債権と求償権は別個独立のものであり、求償権について中断効、延長効は生じないとして上告した。

本件判決は、以下の通り求償権についての中断効は肯定したものの、延長効を否定して控訴審判決を破棄し、破産手続終了時から進行を再開した五年の時効期間が満了したかどうかを確定せよとして、原審に差し戻した。すなわちまず、中断効については、「債権者が主たる債務者の破産手続において債権全額の届出をし、債権調査の期日が終了した後、保証人が、債権者に債権全額を弁済した上、破産裁判所に債権の届出をした者の地位を承継した旨の届出名義の変更の申出をしたときには、右弁済によって保証人が破産者に対して取得する求償権の消滅時効は、右求償権の全部について、右届出名義の変更のときから破産手続の終了に至るまで中断すると解するのが相当である。ただし、保証人は、右弁済によって破産者に対して求償権を取得するとともに、債権者の破産者に対する債権を代位により取得するところ（民法五〇一条）、右債権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的な権利であるから（最高裁昭和五八年（オ）第八八一号同六二年二月二〇日第一小法廷判決・民集

四〇巻一号四三頁参照）、保証人がいわば求償権の担保として取得した届出債権につき破産裁判所に対してした右届出名義の変更の申出は、求償権の満足を得ようとする届出債権の行使であって、求償権について、時効中断効の否認の基礎とされる権利の行使があったものと評価するのになんらの妨げもないし、また、破産手続に伴う求償権行使の制約を考慮すれば、届出債権額が求償権の額を下回る場合においても、右申出をした保証人は、特段の事情のない限り、求償権全部を行使する意思を明らかにしたものとみることができからである。」としてこれを肯定する。これに対して延長効については、「しかし、右の場合において、届出債権につき債権調査の期日において破産管財人、債権者及び破産者に異議がなかったときであっても、求償権の消滅時効の期間は、民法一七四条ノ二第一項により一〇年に変更されるものではないと解するのが相当である。ただし、破産法二八七条一項により債権表に記載された届出債権が破産者に対し確定判決と同一の効力を有するとされるのは、届出債権につき異議がないことが確認されることによつて、債権の存在及び内容が確定されることを根拠とするものであると考えられるところ、債権調査の期日の後に保証人が弁済によつて取得した求償権の行使として届出債権の名義変更の申出をしても、右求償権の存在及び内容についてはこれを確定すべき手続がとられるとみることができないからである。」として延長効を否定した。

判旨に賛成する。

#### 一 本判決の意義および問題点

破産手続きにおいて、原債権が破産債権として届け出られると、原債権については消滅時効が中断する（民法一五二条）。

また、これが債権調査期日において異議なく確定し、債権表へ記載された場合には、確定判決と同一の効力を生じることから、一〇年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その期間は一〇年に延長される（破産法二四〇条一項、同二八七条一項、民法一七四条ノ二二項）。時効中断の効果は、破産手続きが終了するまで存続し、破産終結後に新たに時効の進行が開始する。

では、原債権が破産債権として届け出られて確定した後に、保証人によって代位弁済が行なわれ、求償権者から原債権について破産債権の届出名義の変更の申出がなされた場合には、求償権についても時効は中断するであろうか。代位弁済における原債権と求償権とは、一般に別個独立の債権とされているが、これらが別個独立であるということをあくまで貫いた場合には、原債権について届出ないし名義変更が行なわれたとしても、求償権について時効が中断しないのではないかと、仮に求償権についての消滅時効が中断すると解した場合であっても、原債権の債権表への記載によっては求償権についての消滅時効期間の延長は生じないのではないかと問題となる。

これらの問題については、下級審でも判断が分かれており、学説においても見解が分かれていた。この点について本判決は、消滅時効の中断効は肯定したもの、時効の延長効は否定した。本判決は、この問題について最高裁としての新判断であり、今後の信用保証協会などの保証実務に重要な影響を与えるものと

して意義を有する。

## 二 弁済による代位の法的性質

民法五〇一条は、代位弁済者が「自己ノ権利ニ基キ求償ヲ為スコトヲ得ヘキ範囲内ニ於テ債権ノ効力及ヒ担保トシテ其債権者カ有セシ一切ノ権利ヲ行フコトヲ得」とする。このなかに、債権者が債務者に対して有していた債権自体が含まれるかどうかをめぐって、見解が分かれていた。

この点に関してはまず、接木説とよばれる見解が主張された。<sup>(3)</sup>この見解は、原債権は代位弁済によって消滅するが、原債権に付属していた担保などの従たる権利のみが求償権に接木されると解し、その担保権などの従たる権利が求償権を担保するものである。すなわち、担保権の被担保債権が、原債権から求償権に変更されるとみる見解である。この見解によれば、原債権は消滅するから、原債権に付着している執行名義、商事債権性などの権能は、代位者に移転しないことになる。<sup>(4)</sup>

しかし、接木説は、原債権と求償権とは求償権の方が回収可能性が低いため、利息・損害金の率が高いのが通常であるところ、担保権が求償権に接木されると解したのでは、債務者の保証人ばかりか、後順位抵当権者などの利害関係人の負担が増大することになって、不測の不利益を受けることなどから批判され、現在は債権移転説が判例および大多数の見解として主張されている。<sup>(5)</sup>債権移転説は、弁済による代位の制度は、法が代位弁済者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、

弁済によって消滅するはずの債権者の債務者に対する原債権を代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権の範囲内で原債権およびその担保権を行使することを認める制度であるとす。すなわち原債権は、求償権を確保するために存在するのであり、原債権が移転すれば、それに付随する担保権も移転するとする。以下においては、この債権移転説を前提として検討する。

三 原債権について消滅時効が中断した場合、これによって求償権の時効も中断するか。

これについて、従来の裁判例は見解が分かれていた。

否定説をとる裁判例としては、原債権と求償権があくまで別個独立のものである以上、原債権について消滅時効が中断したとしても、これによって求償権の時効は中断しないとすもの<sup>(6)</sup>があった。これに対して、肯定説をとる裁判例としては、代位弁済者として担保権を行使して原債権の回収をはかることは、求償権の回収をはかることにはかならないとするもの<sup>(7)</sup>、代位弁済者に移転した原債権および担保権は、求償権を確保することと目的として存在する附従的性質を有し、求償権の満足のための手段的地位にある従たる権利であることを理由とするもの<sup>(8)</sup>などがあった。

これについて本判決は、原債権は求償権の確保を目的として存在する附従的な権利であるとしたうえで、原債権についての届出名変更の申出は求償権についての権利行使と評価できる

ことを根拠として、中断効を肯定した。

学説としては、原債権と求償権は別個独立の債権である以上、原債権の時効中断と求償権の時効中断は、意思解釈上一方のそれが他方のそれとなることはともかく、理論上は別個であろうとして、求償権の時効中断を否定すると思われる見解も存在する<sup>(9)</sup>。しかし多数説は、以下のような理由で時効の中断効を肯定する。まず、「弁済者と債務者の間で原債権の時効中断がなされた場合に、同一の当事者間では求償権についても時効中断の効力を認めるのが当事者間の公平に合致する」とし、公平を根拠とする見解がある。また、「原債権と求償権とは形式的には別個独立の債権であっても、経済的・実質的には両者は一体のもの<sup>(10)</sup>と扱われ、それゆえ、代位弁済者、債務者、ひいては代位弁済者によって生じた求償債務の連帯保証人それぞれの意思・期待・予測としても原債権による債権の回収と、求償権による債権の回収とは経済的には同一の回収であり、両者は法律上の運命をともにする実質的に一体のものとして認識される。とすれば、原債権につき消滅時効の中断が生じた場合、その効力を求償権にも及ぼさせなければ求償権が原債権とは別の、より早い時期に時効により消滅し、両者は法律上の運命を別々にすることとなり、当事者の意思や認識に反する結果となるからである。」<sup>(11)</sup>とする見解、さらには、「原債権と求償権との間には、やはり主従関係があるが、これは同一人間の関係（いずれも債務者と保証人間の関係）であるから、原債権の行使は求償権の効

力の範囲内で求償権そのものの行使に外ならない<sup>(12)</sup>として、原債権と求償権の密接な関係を根拠とする見解もある。

思うに、時効中断効が生じるかどうかは、時効制度の存在理由との関連においてとらえられなければならない。時効制度の存在理由としては、一般に、永続する事実状態を保護すべきこと、立証の困難を救済すべきことおよび権利の上に眠る者はこれを保護すべきでないことが主張されているが、この点との関連で考えると、時効の中断が生じるのは、一般的には、新たな証明方法が提示されたことにより、永続する事実状態が覆り、かつ立証の困難がその時点で回避されたと評価できる場合であると解すべきである。法は、時効中断事由として、第一に請求、すなわち裁判上の請求、支払命令、和解のためにする呼出しまたはそのためにする任意出頭、破産手続参加、催告、第二に差押え、仮差押え、仮処分、第三に承認を挙げているが、請求および差押え、仮差押え、仮処分によって時効が中断されるのは、これらが権利の有無の確定の契機となるためと考えられる。すなわち、これらはすべて権利確定手続きの入り口に位置することからであり、これらの権利確定手続きがなされれば、新たな証拠方法の獲得により立証の困難の回避が期待されるため、法はこれを時効中断事由としたのである。たとえば、破産手続参加は、その債権の存否が将来確定される契機である。したがって、これにより新たな証拠方法が提示されたと評価できるから、時効は中断するのである。これに対して承認は、時効によって

利益を受けるはずの者が、みずから権利の存否を肯定する点に、法はその権利の存在の証拠方法としての価値を認めたと考えられる。

これらを前提として原債権についての届出名義変更手続きと求償権の時効中断との関係を検討すると、原債権が破産債権として行使されている場合には、保証人は求償権を事前に破産債権として行使することは認められない(破産法二二八条一項)。これに対して、保証人が保証債務を弁済した場合には、これによって獲得した事後求償権自体を破産債権として届け出ることとは可能であると考えられる。原債権と求償権はあくまで別個の債権であること、および以上の事実を重視する場合には、原債権の届出による求償権についての時効中断を認める必要はないとも考えられる。しかし、保証人が事後求償権を破産債権として届け出て、特別期日を保証人の負担で開いたうえで原債権について異議を述べるべきであることは迂遠であり、円滑な破産手続きの進行を阻害するものと考えられる<sup>(13)</sup>。原債権は代位によって、求償権を確保するための従たる権利として機能する。すなわち、求償権が消滅すれば原債権もこれにともなつて消滅する関係にあり、求償権の基本的構成部分の存在が、原債権の前提をなしていると考えられる。とすれば、原債権の存在についての新たな証拠方法の提出がなされたらと評価されれば、求償権の基本的部分の存在についての新たな証拠方法の提出がなされたらと評価して時効中断を認めてよいと解すべきである。

そこで、原債権についての届出名義変更の申出が求債権の時効を中断するかどうかは、債権調査期日後の原債権についての届出名義変更の申出が、原債権についての新たな証拠方法の獲得の契機として評価できるかどうかにかかるとになり、届出名義変更手続きの方式および内容が問題となる<sup>(15)</sup>。

原債権についての届出名義の変更は、破産債権の移転を受けた者による、前主の手続上の地位の承継である。届出名義の変更手続きについて破産法は規定を置いていないが、その手続きは、一般に、会社更生法一八二条と同様に処理されると解されている。まず、届出人は債権を承継したという事実を説明しなければならぬ。そして、届出人は氏名、住所、取得した権利ならびにその取得の日時および原因を弁済の相手方である破産債権届出者と連名で、裁判所に届け出、かつ、証拠書類またはその謄本もしくは抄本を提出しなければならない。変更の届出が受理された場合、関係書類は裁判所に備え置かれ、利害関係人の閲覧に供されるが（会社更生法一三五条）、これに異議のある者は、管財人および名義変更届出人を相手方として確認の訴えを提起すべきであるとされる。変更届が受理されなかった場合には、名義変更届出人は、債権表に記載されている名義人および管財人を相手方として確認の訴えを提起しなければならぬとされる。

このようにみると、届出名義の変更手続き自体も、原債権の存否についての新たな証拠方法の獲得の契機として評価するこ

とができるものと解される。以上より、原債権の届出名義の変更は、新たな証拠方法の獲得の契機であると解され、したがって、求債権の存在についても新たな証明手段が提出されたものとみてよい結果、求債権についての時効中断を認めてよい。

四 原債権の時効期間が延長された場合に、求債権の時効期間も延長されるか。

この点に関して、判例の多数はこれをおおむね以下のような理由で肯定する<sup>(16)</sup>。第一に、求債権に従属し、手段的地位にある原債権が一〇年に延長されたにも関わらず、求債権が短期に時効消滅したのでは、結局原債権の執行が不能となるため、不当である。第二に、原債権が異議なく確定して確定判決と同一の効力を有するものとされた場合に、その時効期間が一〇年に延長されるのは、これにより原債権の存在について、強い証拠力が付与されたことによるためである。代位弁済者は、そのような強い証拠力を付与された原債権について弁済をして求債権を取得し、これについて破産債権届出者と連名で、破産裁判所に對して届出名義の変更を申し出てそれが債権表に記載されたのであるから、求債権もまた原債権と同様の強い証拠力が付与されたと解され、求債権について短期消滅時効による保護を与える必要はなくなる。第三に、原債権の時効期間が延長されると、保証債務もその附従性から一〇年の時効期間に延長される。この場合には、その保証債務の履行により発生する求債権についても一〇年の時効期間に延長されると解するのが公平である、



と。

これに対して、否定説をとる判例<sup>(17)</sup>は、確定によってその存在が明らかになるのは、あくまで破産債権である原債権のみであり、求償権は確定されないことを根拠としていた。

学説としては、「原債権の消滅時効期間が延長されているのと同一の当事者間で求償権の時効が問題となっているのであるから、求償権についても時効が延長されているものと解する方が当事者間の公平に合致する<sup>(18)</sup>」として延長効を肯定する見解がある。また、原債権と求償権とは経済的・実質的に一体のものとして認識されており、当事者も、原債権の時効期間の延長により求償権の時効期間が延長されることを期待していると考えられること、求償権の消滅時効期間を五年とすると、代位弁済者としては求償権の時効中断のため、仮差押えなどの措置を行わなければならないが、求償権が時効消滅すると、結局原債権も消滅するのであるから、これでは法が原債権の時効期間を一〇年に延長した趣旨が失われると考えられることから、従来の信用保証協会の実務も、おおむね求償権も一〇年に延長される<sup>(19)</sup>との考え方にたっていたとの指摘もある。

これに対して、否定説は、原債権と求償権があくまで別個の債権であることを強調し、原債権が確定されたとしても、求償権についての確定がないとして、求償権についての延長効を否定する<sup>(20)</sup>。

思うに、短期消滅時効は、権利者が自己の権利の弁済につい

ての証明が特に困難である場合に、その救済をはかるための規定である。しかし、債権の存在が公権的に確定した場合には、それともなつて発生した強い証拠力によって、その後になおいまままでどおりの短期消滅時効期間を適用することは不合理である。そこで法は、消滅時効期間を一〇年に延長した。これが民法一七四条ノ二の趣旨と解する。とすれば、原債権の時効期間が延長された場合に、求償権の時効期間も延長されるかどうかは、原債権の確定により、求償権についても強い証拠力が備わったかどうかによって定まると解すべきである。これを前提として求償権についての延長効の有無を検討すると、まず、債権調査期日前に保証債務の弁済があった場合には、保証人は、債権者に代位して、すでに届出のしてある債権を取得するから(民法五〇〇条、名義人変更の申し出を行ない、債権表を変更してもらふことになる。そしてこの債権表について、破産者が債権調査期日に異議を述べない場合には、債権表の記載は確定判決と同一の効力を有するから(一八七条一項)、届出のあった原債権の消滅時効期間は延長される。この場合、破産者は債権調査期日において、保証人名義に変更された届出債権の存在について異議を述べる機会が与えられていた以上、異議を述べなかつた場合には、保証人の求償権が存在することが強く推認される。このため、求償権に対する時効期間の延長を認めてよいと解すべきである<sup>(21)</sup>。

これに対して、本件のように、債権調査期日後に保証債務の

弁済があつた場合には、保証人は弁済により求償権を取得する。すなわち弁済により代位が生じ、債権者がすでに届け出ていた債権について、名義変更がなされ、これが債権表に記載されることになる。原債権については、債権表の確定により当然に消滅時効期間は延長されており、これを保証人は受け継ぐことになる。この場合には、求償権は債権調査期日において公権的に確定されていないため、求償権の存在は推認されない。とすれば、原債権について時効が延長したとしても、求償権の消滅時効は延長しないものと解すべきである。このように解することについては、中断効を認めながら、延長効を認めないのは一貫性を欠くとの批判が考えられる<sup>22)</sup>。しかし民法一四七条は、差押え、仮差押えおよび仮処分についても中断効を肯定する（民法一四七条二号）のに対して、延長効の根拠は「確定判決同一ノ効力ヲ有スルモノ」（一七四条ノ二）に限られている<sup>23)</sup>。これを実質的にみても、中断効は、ある権利が有している、一定の期間の経過によって時効消滅するという属性を再び確認するにとどまるものであるのに対して、延長効は、その権利の属性を存在の方向に向かってより強化する性質を有するものである。この点で、延長効が認められるためには中断効よりもより強い確定が必要とされるのであり、この点から法は、両者の間に強弱を設けていると考えられる。したがって、中断効の要件と延長効の要件との間には差異があるべきであり、上記の批判はあたらなないと解される。

- (1) 津地裁四日市支判平成二年四月九日金融商事判例九六九号一頁。
- (2) 名古屋高判平成三年六月一七日金融商事判例九六九号九頁。
- (3) 代位に関する母法である、フランス法における学説、および民法の起草過程における起草者間の見解の相違については、貞家克巳「弁済による代位」金融法務事情五〇〇号三三六頁以下参照。
- (4) 村田利喜弥「原債権の確定と求償権の消滅時効」銀行法務21五一〇号一八頁は、「接木説が実務感覚にマッチしているといえる。」とする。
- (5) 最判昭和五九年一〇月四日裁判集一四三三号一頁、最判昭和五九年一月一六日裁判集一四三三三〇号一六五頁、最判昭和六一年二月二〇日民集四〇巻一号四三三頁。学説としては、我妻榮『債権総論』二四七頁、二五三頁（岩波書店、新訂版、昭三九）など。塚原朋一「弁済による代位をめぐる最高裁判例の概観と展望」金融法務事情一四三三号一二頁は、接木説の賛同者は、注（4）に掲げた「ノスタルジックな見解」をともかくとすれば、もはやなくなつたといつてよいとする。
- (6) 津地裁四日市支判平成二年四月九日金融商事判例九六九号一頁、大阪地判平成六年一月二六日金融商事判例九六二二号三五頁など。
- (7) 名古屋地裁豊橋支判昭和六一年九月二日（判例集未登録）。
- (8) 名古屋地判平成四年九月一四日判例時報一四七六号一三九頁。
- (9) 林良平「弁済による代位における求償権と原債権」金融法務事情一一〇〇号五七頁。
- (10) 野村豊弘「民法判例レビュー契約」判例タイムズ八二四号三九頁。
- (11) 広渡鉄「判批」金融法務事情一四二二号一一一頁。なお、上野

隆司「保証人が破産債権を代位弁済した場合の求償権・原債権の時効管理について」金融法務事情一四一六号五頁参照。

(12) 清水暁「判批」判例評論四二五号一九二頁。

(13) たとえば、我妻榮『民法総則』四三二頁以下（岩波書店、新訂版、昭四〇）参照。

(14) 山野目章夫「本件判批」判例評論四四三三五五六頁。

(15) 以下の記述については、大西武士「本件判批」判例タイムズ八八三号八五頁参照。

(16) 名古屋高判平成三年六月二七日金融商事判例九六九号九頁（本件控訴審判決）、名古屋地判平成三年二月四日判例タイムズ七九七号二六四頁、大阪高判平成六年一月二五日金融法務事情一四一三号三三頁など。

(17) 大阪地判平成六年一月二六日金融商事判例九六二号三五頁など。

(18) 野村・前掲注(10)三三頁。

(19) 上野・前掲注(11)五頁。

(20) 秦光昭「判批」金融法務事情一三五二号五頁、山野目・前掲注(14)五七頁。

(21) 山野目「判批」判例評論四一五号三九頁。

(22) 本判決に対するこのような批判として、たとえば、「鼎談金融法務を語る第四三回」銀行法務21五〇八号三九頁（伊藤進発言）など。

(23) 山野目・前掲注(14)五七頁。

河村好彦